

令和 6 年 3 月 18 日  
高齢施策担当部高齢者支援課

## 令和 5 年度第 2 回 練馬区地域ケア推進会議

### 1 会議の目的

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムを確立するため、別紙 3 のとおり、地域ケア圏域会議等で把握された課題および社会資源の現状を共有するとともに、区の対策を検討し、政策形成を図る。

### 2 地域ケア圏域会議等の実施結果

#### (1) 圏域課題として出された主な意見等

##### ①高齢者が地域とつながるために

- ・公の場所よりも近所の方や顔見知りの方が行っている所の方が行きやすく、繋がりやすいのではないか。地域の方が集まりやすい居場所を作り、そしてそれを動かすエンジンとなってくれる人を発見していくことが大切。
- ・人と人を繋げるための情報収集や発信、場の提供など、考えなければならない課題を改めて認識した。

##### ②認知症支援

- ・中高年世代のひきこもりや 8050 問題などの複合的な問題を抱えている世帯が増えている。
- ・若年性認知症の家族を抱えた世帯に対しても、行政や民間団体、介護保険事業所等で協力体制を敷き今後の支援策を検討していく必要がある。

##### ③8050 問題（ひきこもりの方を抱える高齢者世帯への支援）

- ・困っている世帯のほうから声上がることはあまりなく、気になる世帯はあるが積極的に声を掛けていってよいものか悩む。
- ・有益な情報があっても、それが本人のところに届かない心配がある。
- ・外に出る機会・きっかけ作りは必要。小さな成功体験を積み重ねていって、社会に出られるよう支援することができればよい。

##### ④高齢者の消費者被害

- ・消費生活支援センター相談員の講話により、消費生活被害に関する練馬区の状況や最新の情報について知る事が出来た。
- ・地域での見守り意識が重要になる事をあらためて共有した。

- (2) 各会議の結果概要  
資料4のとおり

### 3 区の取組の方向性

#### ①高齢者が地域とつながるために

- ・令和6年度から、日常生活圏域を福祉事務所単位の4地区から地域包括支援センター単位の27地区に見直しすることに合わせて、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを1名ずつ配置し、相談支援体制を強化する。
- ・支援が必要な高齢者を地域で活動している団体等へつなぐ、また、元気高齢者を地域団体の活動の担い手としてつなぐなど、高齢者を地域でつなげる取組を進めていく。
- ・交流・相談・介護予防の拠点となる「街かどケアカフェ」を多様な地域団体との協働や区立施設の機能転換等により増設する。令和6年度は地域サロン型を3か所増設し、全体で41か所とする。
- ・地域ケア会議についても、資料7「練馬区の地域ケア会議および生活支援の協議体イメージ」(P.53)のとおり見直し、地域ケア会議と協議体を一体的に運営することにより、連携の強化を図る。
- ・附属機関の「地域包括支援センター運営協議会」、「地域密着型サービス運営委員会」を7月から「地域包括ケア推進協議会」へ統合し、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けて、生活支援コーディネーターの活動を通じて把握した課題等についても一体的に検討を進める。

#### ②認知症支援

- ・練馬区医師会と連携して実施している「もの忘れ検診」を、令和6年度から認知症チェックリストを実施した70歳以上の全ての希望者に拡大する。
- ・認知症高齢者グループホーム等の介護サービス事業所2か所に、民間事業者と連携するモデル事業「認知症の相談窓口」を設置する。

#### ③8050問題

- ・令和5年4月に、練馬区社会福祉協議会が運営する「ボランティア・地域福祉推進センター」を、ひきこもりや8050問題など複合的な課題を抱える方の相談窓口位置付けた。センターの地域福祉コーディネーターが、区の連携推進担当や福祉事務所などの支援機関につないでいる。
- ・あわせて、区民や地域団体から地域で気になる方などの情報を収集し、地域福祉コーディネーター2名がアウトリーチ支援を行っている。
- ・令和6年度は、アウトリーチ型支援を担う地域福祉コーディネーターを2名から4名へ増員し、区内4か所のボランティア・地域福祉推進センター(コ

一ナー) に配置する。

- ・長期間ひきこもり状態にある方等の社会参加のきっかけづくりとなるよう、「あすはステーション」において居場所提供から就労準備・職場定着支援まで行っている。区西部地域への増設に向け、準備を進める。

#### ④高齢者の消費者被害

- ・特殊詐欺については、練馬区安全・安心協議会や練馬区消費者安全確保地域協議会等で被害状況や対策を共有し、日頃から高齢者へ積極的に声掛けを行い、被害の未然防止につなげている。今後も、区ホームページや消費者だよりを通じて、周知・啓発に取り組んでいく。
- ・昨年2月から、練馬区介護サービス事業者連絡協議会に特殊詐欺の注意喚起について協力を依頼し、介護事業者からも周知を開始した。
- ・今年度より、練馬区消費者安全確保地域協議会に介護保険課も参加。
- ・ひとり暮らし高齢者等訪問支援員による訪問時等に、生活状況の把握に合わせて注意喚起を実施。